



# 熊本県公報

第 1 2 3 1 0 号  
平成 26 年 4 月 25 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… ( " ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… ( " ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… ( " ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… ( " ) 4
- 予算の専決処分…………… (財政課) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 6
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定…………… (薬務衛生課) 7
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 7
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退… (障がい者支援課) 7

**公 告**

- 基本測量の終了…………… (監理課) 8
- 土地改良区定款変更認可…………… (農村計画課) 8
- 土地改良区定款変更認可…………… ( " ) 8

**登 載 依 頼**

- 熊本県病院事業の使用料及び手数料の収納事務委託…………… (病院局総務経営課) 8
- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 8

## 告 示

**熊本県告示第 4 2 9 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 6 年 4 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 d r e a m f a c t o r y	デイサービスまごころ本舗 原水苑	菊池郡菊陽町大字原水字南方 7 3 4 番地 1	平成 2 6 年 5 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 4 3 0 号**  
次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の 2 の規定により告示する。  
平成 2 6 年 4 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成26年4月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村字椎葉1024番1番 地先から	前	21.4 ～ 54.8	311.4	災害防除
		球磨郡五木村字椎葉1024番1番 地先まで	後	32.4 ～ 54.8		

2 区域を変更する期日 平成26年4月25日

熊本県告示第432号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社侑京	居宅介護支援センター ここね	八代市二見本町718番地2	平成26年5月1日	居宅介護支援

熊本県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター ワーキング・サポート 山鹿市方保田63番地	有限会社 ワイエスプラン 阿蘇市内牧257番地 廣石 貞治	就労移行支援	平成26年4月15日

**熊本県告示第434号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労サポートセンター希望館 菊池郡菊陽町原水下大谷 3880-13	社会福祉法人 青生会 菊池郡菊陽町原水下大谷 3930-1 甲斐 利雄	就労移行支援	平成26年 4月20日
さくら学園ケアホーム・グループホーム事業所 山鹿市鹿央町合里103 3番地1	社会福祉法人 千草会 山鹿市鹿央町合里103 3番地1 有働 慶司	共同生活援助	平成26年 3月31日
高森寮グループホーム・ケアホーム事業所 阿蘇郡高森町大字色見字 下原口822番地	社会福祉法人 立正福祉会 阿蘇郡高森町大字色見字 下原口822番地 原 恵晋	共同生活援助	平成26年 3月31日
もくせいホーム 山鹿市中字村上619番 地の3	社会福祉法人 宥明会 山鹿市中字村上619番 地の3 廣田 昭次	共同生活援助	平成26年 3月31日
グループホーム・ケアホームふい〜るど事業部 山鹿市鹿央町千田909 -1	社会福祉法人 はなぶさ 会 山鹿市鹿央町千田909 -1 富田 正剛	共同生活援助	平成26年 3月31日

**熊本県告示第435号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ファミリーハウスひまわり 合志市御代志2035番 地1	社会福祉法人 ひまわり 福祉会 合志市御代志1342 小笠原 嘉祐	共同生活援助	平成26年 3月31日
第二悠愛 グループホーム・ケアホーム事業所 阿蘇郡小国町宮原261 7番地	社会福祉法人 小国町社 会福祉協議会 阿蘇郡小国町宮原153 0番地2 北里 敏明	共同生活援助	平成26年 3月31日
共同生活介護事業所 サ ニーサイド 菊池市泗水町南田島17 94番地	社会福祉法人 友朋会 菊池市泗水町南田島17 94番地 衛藤 博	共同生活援助	平成26年 3月31日

Group Home さくらサポート 玉名市繁根木215番地1	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原3951番地 渡邊 悟朗	共同生活援助	平成26年 3月31日
菊水さくら寮 玉名郡和水町下津原3951番地	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原3951番地 渡邊 悟朗	共同生活援助	平成26年 3月31日

**熊本県告示第436号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
三気の里 グループホーム・ケアホーム事業所 菊池郡大津町森54番2号	社会福祉法人 三気の会 菊池郡大津町森54番2号 植原 隆継	共同生活援助	平成26年 3月31日
うすま苑 共同生活援助・介護事業所 玉名郡南関町上坂下785-11	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下790 林田 浩征	共同生活援助	平成26年 3月31日
生活支援センターきらきら グループホーム・ケアホーム事業所 玉名市岱明町野口字塚原666番	社会福祉法人 きらきら 玉名市岱明町野口字塚原666番 西山 敏雄	共同生活援助	平成26年 3月31日
銀河ステーションケアホームグループホーム事業所 玉名郡和水町江田10-1	社会福祉法人 青いりんごの会 玉名郡和水町江田10-1 園田 俊英	共同生活援助	平成26年 3月31日
つくしの里グループホーム・ケアホーム事業所 菊池郡大津町平川字葉山400番地	社会福祉法人 清和会 菊池郡大津町平川字葉山400番地 西澤 峯雄	共同生活援助	平成26年 3月31日

**熊本県告示第437号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
わらびGH・CH事業所 菊池市隈府315番地	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味字北の原2380番地7	共同生活援助	平成26年 3月31日

	最上太一郎		
荒尾市社会福祉事業団グループホーム・ケアホーム事業所 荒尾市増永2299番地15	社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団 荒尾市増永2452番地2 藤崎 龍美	共同生活援助	平成26年 3月31日
野々島学園グループホーム・ケアホーム事業所 合志市野々島2774-4	社会福祉法人 愛火の会 合志市野々島2774-4	共同生活援助	平成26年 3月31日
居屋敷の里 グループホーム・ケアホーム事業所 菊池市七城町流川421	社会福祉法人 七城福祉会 菊池市七城町流川421 中津 弘子	共同生活援助	平成26年 3月31日
精粹園一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 玉名郡和水町萩原1172番地	社会福祉法人 誠和会 玉名郡和水町萩原1172番地 森川 昭彦	共同生活援助	平成26年 3月31日

**熊本県告示第438号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成26年4月13日付けで専決した平成26年度熊本県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**専第 2 号**

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 224,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734,545,378千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		109,408,330	94,018	109,502,348
	1 国庫負担金	37,915,774	94,018	38,009,792
2 繰越金		1	130,789	130,790
	1 繰越金	1	130,789	130,790
歳 入 合 計		734,320,571	224,807	734,545,378

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		63,709,621	224,807	63,934,428
	1 畜 産 業 費	3,692,230	224,807	3,917,037
歳 出 合 計		734,320,571	224,807	734,545,378

熊本県告示第 4 3 9 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前 一丁目5番1号	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター Sunあい 熊本市東区长嶺東五丁目2 4番13号	43220 0034	平成26年4月1 6日

**熊本県告示第440号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等
  - (1) 日程 平成26年11月17日（月）、12月1日（月）及び12月8日（月）
  - (2) 講習科目
    - (ア) 公衆衛生
    - (イ) 理容所又は美容所の衛生管理
  - (3) 講習会の会場 熊本県労働会館（熊本市中央区九品寺一丁目17-9）
  - (4) 受講料 18,000円

**熊本県告示第441号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 天草市河浦町宮野河内字樋河内1143番1、1143番10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字樋河内1143番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第442号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により特定行為業務事業者の登録の辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。  
平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日
熊本県立熊本支援学校 熊本市中央区出水五丁目 5番16号	熊本県立熊本支援学校 熊本市中央区出水五丁目5 番16号	432200 027	平成26年3月3 1日

## 公 告

## 熊本県公告第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量	平成25年6月28日から 平成26年3月31日まで	熊本県全域

## 熊本県公告第231号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長藤本一臣から平成26年4月7日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年4月15日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 熊本県公告第232号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成26年4月16日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年4月17日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 登載依頼

## 熊本県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成26年4月25日

熊本県病院事業管理者 河野靖

- 委託の内容  
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 委託の相手方  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 委託する日  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 契約締結日  
平成26年3月25日

## 熊本県有明海区漁業調整委員会指示第35号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成26年4月25日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

- 指示の内容  
熊本有明海区（昭和25年農林水産省告示第129号に定める海域）において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 指示の有効期間  
平成26年4月30日から平成28年4月29日まで。